

事務連絡  
令和2年9月14日

横浜市内 介護保険施設・事業所  
運営法人代表者 様  
管理者 様

横浜市健康福祉局介護事業指導課長  
高齢施設課長  
健康安全課長  
医療局救急・災害医療担当課長

介護サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症の感染に伴う入退院時の対応について

新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいただいているところではありますが、残念ながら、事業所関連の陽性者が出ているのが現状となります。

引き続きの感染対策をお願いするとともに、感染に伴う医療機関への入退院等について、すでに厚生労働省から事務連絡等で発信されておりますので、改めてご確認のうえご対応をお願いいたします。

1 「情報提供書（施設・事業所→医療機関）」の記載依頼

利用者の入院を速やかに進めるために、別添の「情報提供書（施設・事業所→医療機関）」を事前に作成いただき、救急搬送時にすみやかに救急隊や医療機関にお渡しいただくことをお願いいたします。なお、様式の要件が整っていれば、既存の様式等のものでも構いません。

2 「入院・退院時の基準について」

施設等の利用者が退院に当たっては、厚生労働省の基準に基づき医療機関で判断しております。

退院の基準として、『原則として次の①に該当する場合とする。ただし、次の②に該当する場合も差し支えないこととする。』

- ① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合

② 発症日から 10 日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後 24 時間経過したのちに核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

また、新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者については、原則として次の③に該当する場合に、退院の基準を満たすものとする。ただし、次の④に該当する場合も退院の基準を満たすものとして差し支えないこととする。

③ 発症日から 10 日間経過した場合

④ 発症日から 6 日間経過した後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原多保有者又は発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。(抜粋、3 (1)「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて (一部改正)」参照)

『「病原体を保有していないことが確認されたときは、当該入院している患者を退院させなければならない」ことに関する基準であり、施設系及び居住系サービスにおいて、本退院基準を満たし退院をした者について、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとして入所を拒否することは正当な理由に該当しないこと。』

『なお、新型コロナウイルス感染症患者については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て、退院するものであるが、医療機関側は、施設側に、当該退院者は退院基準を満たしていること又は新型コロナウイルス感染症の疑いがないことを丁寧に説明することが望ましいこと。施設側は各種証明の請求は控えること。』(抜粋、3 (2)「高齢施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について」参照) という趣旨の通知が発出されております。

横浜市といたしまして、上記に基づき医療機関に退院に当たっては、施設側への丁寧な説明と医療機関の作成する「情報提供書」において、当該退院者は退院基準を満たしていること又は他への感染性が消失していることの記載をお願いしております。

### 3 厚生労働省の通知

(1) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて (一部改正)」【退院に関する基準】  
(令和 2 年 6 月 12 日付健感発 0612 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000639691.pdf>

(2) 「高齢施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について」  
(令和 2 年 6 月 30 日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)

[https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/kaigo-corona.files/0140\\_20200701.pdf](https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/kaigo-corona.files/0140_20200701.pdf)

(3) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者の退院の取扱いに関する質疑応答集 (Q&A) について」

(令和2年7月17日付厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00088.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00088.html)

担当：健康福祉局介護事業指導課	671-2356
高齢施設課	671-3923
健康安全課	671-2463
医療局医療政策課救急・災害医療担当	671-3932

